

市町村が実施する奨学金の返還支援制度

市町村	制度概要
若桜町	<p>制 度 名：若桜町大学等奨学資金返還支援助成金            対 象 者：奨学資金の貸与が終了し、奨学資金を返還する者            応 募 要 件：若桜町に住民登録をし、かつ、居住し、就労している方            対象奨学金：若桜町大学等奨学資金            助 成 金 額：申請年度の属する年度の返還実績の1/2、上限12万円</p>
智頭町	<p>制 度 名：おせっかい奨学パッケージ            対 象 者：智頭町出身の高校生、大学生、短大生、専門学校生等            応 募 要 件：智頭町出身で自宅から通うことのできない学校に通っていること            対象奨学金：おせっかい奨学金            助 成 金 額：45,000円/月（大学生等）、30,000円/月（高校生）の奨学ローンを借入することが可能。利子は全額補助対象、元金は卒業後10年以内にUターンした場合に補助対象となる。</p>
湯梨浜町	<p>制 度 名：湯梨浜町ふるさと人材育成奨学金支援助成金            対象者及び応募要件：次の各号のいずれにも該当する者            一 奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。（複数の奨学金貸与を受けている場合も可能）            二 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること。                ア 学生の場合                    大学（短期大学を含む）、大学院の修士課程、高等専門学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校に在学中の者                イ 既卒者の場合                    上記アの学校等を卒業している35歳未満の者            三 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象業種への就業を希望する者であること。            四 湯梨浜町内に定住することを希望する者であること。            五 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定を受けた者であること。            対象奨学金：日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学金、湯梨浜町育英奨学金資金、技能者育成資金融資制度、生活福祉資金貸付制度（教育支援費）、母子・父子・寡婦福祉資金            助 成 金 額：無利子の場合⇒返還総額（在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする）×1/6                        有利子の場合⇒返還総額（（利子除く）在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする）×1/8</p>
琴浦町	<p>制 度 名：琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金            対 象 者：鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象者で、琴浦町に定住する者                        県内の対象業種に正規雇用されていること            応 募 要 件：奨学金の貸与を受けており、返還の予定か又は返還中の者                        鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職すること                        琴浦町に定住すること            対象奨学金：日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金、琴浦町林原育英奨学金など            助 成 金 額：無利子の場合 貸与奨学金の総額×1/2（既卒者の場合は、返還残額×1/2）、                        助成額の上限 当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円                        有利子の場合 貸与奨学金の総額（利子を除く）×1/4（既卒者の場合は、利子を除く返還残額×1/4）、助成額の上限 当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円</p>
日吉津村	<p>制 度 名：日吉津村地元人材育成奨学金支援事業            対 象 者：日吉津村奨学資金を返還中の方            応 募 要 件：申請時に村内に住所を有し、現に居住する方で、5年以上定住する意思がある方。                        （転勤等により一時的に住民登録した方でないこと）            対象奨学金：日吉津村奨学資金            助 成 金 額：申請年度の返還額(10/10)                        「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」受給の場合除いた額</p>

市町村	制度概要
大山町	<p>制 度 名：大山町奨学金返還支援補助金</p> <p>対 象 者：鳥取県未来人材奨学金返還支援助成金の交付決定を受けた方</p> <p>応 募 要 件：以下すべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度奨学金の返還がある</li> <li>・鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職している</li> <li>・大山町に住んでいる</li> </ul> <p>対象奨学金：(独)日本学生支援機構の奨学金 鳥取県育英奨学資金 上記要件に準じた奨学金</p> <p>助 成 金 額：無利子の場合⇒返還総額(在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする)×1/2 有利子の場合⇒返還総額((利子除く)在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする)×1/4</p>
江府町	<p>制 度 名：奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業</p> <p>対象者及び応募要件：次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)令和2年4月1日以降に、新たに返還義務が発生する奨学金の貸与を受けて、その返還義務があること。</li> <li>(2)江府町内に住民登録をし、継続して江府町内に在住していること。</li> <li>(3)就業し、継続して勤務していること。(自営業を含む)</li> <li>(4)町税等の支払に対し、滞納がないこと。</li> <li>(5)奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業が登録するボランティア活動に、原則として年に1回以上参加すること。</li> </ol> <p>対象奨学金：独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、鳥取県育英奨学資金、その他町長が定める奨学金</p> <p>助 成 金 額：申請年度の返還額(上限年18万円、最長120ヶ月)</p>